

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りして  
います

平成 29 年 2 月号

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

## Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail: [info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

HP: <http://www.d-produce.com>



### 「インターンシップ制度」に関する 制度改革案の内容

#### 3 省合同で改革案を検討

文部科学省・厚生労働省・経済産業省の 3 省が、企業がインターンシップの際に得た学生の情報を採用活動にも活かせるよう、制度づくりを検討することにしたそうです。

これにより、これまででは就職活動とは切り離しての利用しか認められなかったインターンシップ制度が、採用につながれる可能性が出てきました。

#### 2 月下旬に報告書とりまとめ

インターンシップ制度は学業への影響を避けるため、現在、採用とは原則として切り離されています。

一方で、学生が就職先を選びやすくし、企業の人材確保も柔軟になる側面があります。

文部科学省が昨年末に開いたインターンシップ促進を目指す会議で改革案を示し、上記 3 省のほか、経団連、日本商工会議所、経済同友会も参加して 2 月下旬にもインターンシップ拡大の方策を盛り込んだ報告書をまとめ、最終的には是非を判断する予定だそうです。

#### インターンで得た情報を採用の判断材料に

改革案では、企業がインターンを通じて学生の能力や将来性を評価し、新卒の就職活動解禁後に採用の判断材料に使えるようにします。

現在は、インターンで得た学生情報は採用に使わないよう企業に求められていますが、仮に情報活用が解禁されれば、大学 2 年生を対象にしたインターンで優秀と判断した学生に対し、大学 4 年生の 6 月 1 日（経団連の採用解禁日）に内々定を出したり、筆記試験を免除したりできるようになります。

ルール変更は早くも 2018 年の就活（入社は 2019 年春）からになる見込みで、人手不足が深刻な中小企業にのみインターン採用を認める案も出ています。

#### 学生の囲い込み目的は禁止

ただ、文部科学省は学生を囲い込むだけのインターンは認めない方針であり、仕事を伴わない名ばかりのインターンは「セミナー」や「業務説明会」と定義し、採用活動に関連づけられないよう求める方向です。

また、大学がインターンを単位認定する場合、実施期間は「5 日間以上」とする方向です。

インターンシップを導入する企業は今でも多く、国が現状を追認すれば 1～3 年生を対象としたインターンが増え、在学中から学生の職業意識を高める効果が期待でき、就職直後の離職の防止につながる効果も期待されています。

## 「長時間労働削減」に関する動向と 是正対策の効果

### 長時間労働の是正に取り組む企業が増加

大手広告会社の女性新入社員が長時間労働による過労が原因で自殺したという事件を受けて、長時間労働の問題点については各方面で議論されているところです。

上記事件では、労働基準法違反の疑いで、法人としての同社と自殺した社員の直属の上司であった幹部社員の1人が書類送検される事態となりました。

このような痛ましい事件がきっかけとなることは残念なことです。国や企業も長時間労働削減への取組を各方面で進めており、「長時間労働是正」が喫緊のテーマとなっています。

### 企業はどのような取組をしているか？

NPO法人ファザーリング・ジャパンが実施した長時間労働削減施策の取組に関するアンケート結果によると、取り組んでいる社数が多い長時間労働削減施策としては、「経営層から社内に向けて長時間労働是正へのメッセージを発信している」「各人の労働時間を集計し、役員会に報告。長時間労働部署へ是正措置求める」「新任管理職に対し労働時間管理を含む研修を行っている」「有給休暇取得の進捗等を管理する仕組み」「ノー残業デーの実施」「定刻に帰宅を促す一斉アナウンス」などが上位に挙がっています。各社様々な取組を実行しているようです。

### ある程度強制力のある施策ほど効果が出やすい

一方、上記の調査結果から得られた「効果が3割以上の長時間労働削減施策」としては、「PC強制シャットダウン」「ノー残業デーの実施」「強制消灯(その後、点灯不可)」「PCログ管理(タイムカードとPCログオフ時間かい離の把握)」「管理職による見回りと残業者への声掛け」「一斉消灯(その後、点灯可能)」などが挙げられています。

ある程度強制力のある施策ほど効果がすぐに出やすいことがわかります。

### 管理職の教育や業務の見直しも重要

また、エン・ジャパン株式会社が実施した「時間外労働(残業)」についてのアンケート調査によれば、効果的な施策として「管理職への教育(時間管理)」「(実施:47%、効果的:32%)」、「業務分担やフローの見直し」(同:47%、27%)などが上位に挙がったそうです。

見かけ上の「残業時間」を減らすことに躍起になって、労働時間の過少申告や持ち帰り残業などの事態を招いては本末転倒となってしまいます。

各企業の状況に合わせて実態に即した施策を考えることが必要でしょう。

## 2017年は副業元年!?

### 「副業」に関する企業のホンネとは？

#### 副業についての気運の高まり

個人による輸入ビジネス、Webメディアのライター、アフィリエイト、営業代行、民泊…。これまであまり一般的ではなかった「副業」ビジネスが、いま注目されています。

これらのノウハウを紹介する書籍が数多く出版されたり、人材サービス会社が副業斡旋ビジネスをはじめたりしています。

「週刊東洋経済」2016年10月29日号によれば、79.1%の人が「副業に関心あり」とのことですが、世の働く人にとって、副業の第一義は「収入の補助」です。特に近年は、残業削減の時流もあり、「長時間労働により残業代を稼ぐ」という働き方が難しくなっていますので、「残業から副業へ」という流れが出てくるのも当然です。

また、近年の副業の特徴として、収入面以外にも人脈やスキル、やりがいなど、いわゆるパラレルキャリア形成も目的となってきたと「週刊東洋経済」は指摘しています。

#### 政府も副業を奨励

政府も副業を後押ししています。

昨年10月、安倍首相は働き方改革会議において、副業・兼業について「ガイドライン制定も含めて検討する」といった趣旨の発言を行いました。

また、昨年末には厚生労働省が、今までモデル就業規則に記載されていた副業・兼業に関する規定を「原則禁止」から「原則容認」に転換する方針を示しました。

政府としては、いずれ訪れる労働力減少時代への備えとして、働き方の選択肢の1つとして副業を奨励したい考えのようです。

### 企業の8割は「不許可」

企業の多くは現在、自社の従業員が副業を持つことを禁じています。中小企業庁「平成26年度兼業・副業に係る取組み実態調査事業報告書」によれば、「副業を認めていない」企業は全体の85.3%でした。

また、日本経済新聞社が昨年実施した「社長100人アンケート」でも、経営者の8割が「副業を認めない」と回答しています。認めない理由としては「本業がおろそかになる」「情報漏洩のリスクがある」などが挙げられています。

他にも、企業にとっては、「副業を社員に奨励することで、業績への不安を煽ってしまう」「労災が発生した場合、本業と副業の判断基準が難しい」といった問題もあります。多くの企業にとって「副業を積極的に奨励するメリットは少ない」というのが本音ではないでしょうか。

一方で、ロート製薬やヤフージャパンなどは、副業を解禁したことで本業との相乗効果が出たと、数多くのメディアにて報道されています。副業と上手に付き合えば、企業にとってもメリットがあるということです。

副業が世間的に定着するのはまだ時間がかかりそうですが、自社において従業員の副業をどうすべきか、今から準備しておくともいかもしれません。

## 2月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

贈与税の申告受付開始 < 3月15日まで >  
[税務署]

10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 >

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 >

[労働基準監督署]

16日

所得税の確定申告受付開始 < 3月15日まで > [税務署]

なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28日

じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

### 編集後記

皆様おはようございます。

寒い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。

社会保険労務士法人 D・プロデュースの星野です。

2017年、早くもひと月が過ぎてしまいました。

私どもの仕事は2月、8月が一番落ち着いているのですが、それなりに皆あわたくし共過ごしています。

お客様には、日頃よりお引き立てをいただきまして改めて心からの感謝を申し上げます。

さて、私事ですが今年から子供が中学へ進学となります。

横浜市の公立中学校は「給食」がなく、これから3年間お弁当作りが大変になると憂鬱に思っていました。

ところが、昨年「ハマ弁」なるものが始まっているらしいのです。

ハマ弁は、給食を個別に注文するようなものらしいのですが、育ち盛りに必要な栄養素を考えられた献立を、暖かい状態で提供してくれるという制度らしいのです。

先人の働きかけで、こんな風になっていたのですね。

お弁当づくりというプレッシャーがなくなって、今は楽しんでお弁当が作れるようになって感じています。

先人に感謝と尊敬を感じた出来事であり、自分も身近な事に対して同様にかかわっていきたいと思わせる出来事でもありました。

大袈裟？かもしれませんが最近の感心した出来事でした。

今日もよい一日となりますように。

では、Dプロよりニュースのご案内です。